



埼玉県報

第 2 4 4 3 号
平成24年11月20日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [西部地域振興ふれあい拠点施設\(仮称\)新築工事\(その1\)に関する落札者等の公示\(入札執行課\)](#)
- [西部地域振興ふれあい拠点施設\(仮称\)新築工事\(その2\)に関する落札者等の公示\(入札執行課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [森林法第189条の規定に基づく告示\(森づくり課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第73条第2項による建築協定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)
- [包括外部監査の結果に関する措置状況の公表\(監査第一課\)](#)

告 示

埼玉県告示第五百五十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年十一月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域自立支援グループあん

三 代表者の氏名

沖田 博

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鴻巣市栄町五番三十号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行うことよって障害者及び高齢者の福祉の増進を図り、地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第千五百五十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十一月二十日

埼玉県知事 上田清司

1 落札に係る建設工事の名称

西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）新築工事（その1）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県都市整備部営繕課大規模施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目
15番1号

3 落札者を決定した日

平成24年9月19日

4 落札者の氏名及び住所

大成・岩堀特定建設工事共同企業体

構成員 大成建設株式会社 東京都新宿区西新宿1丁目25番1号

岩堀建設工業株式会社 埼玉県川越市六軒町1丁目3番地10

上記代表者 大成建設株式会社

5 落札金額

5,964,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成24年6月26日

告示

埼玉県告示第千五百五十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十一月二十日

埼玉県知事 上田清司

1 落札に係る建設工事の名称

西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）新築工事（その2）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県都市整備部営繕課大規模施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目
15番1号

3 落札者を決定した日

平成24年9月19日

4 落札者の氏名及び住所

前田・平岩特定建設工事共同企業体

構成員 前田建設工業株式会社 東京都千代田区猿楽町2丁目8番8号

平岩建設株式会社 埼玉県所沢市南住吉8番19号

上記代表者 前田建設工業株式会社

5 落札金額

2,843,190,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成24年6月26日

告 示

埼玉県告示第五百五十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

平成二十四年十一月二十日

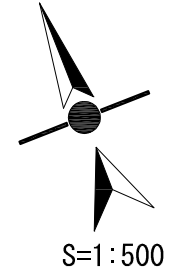
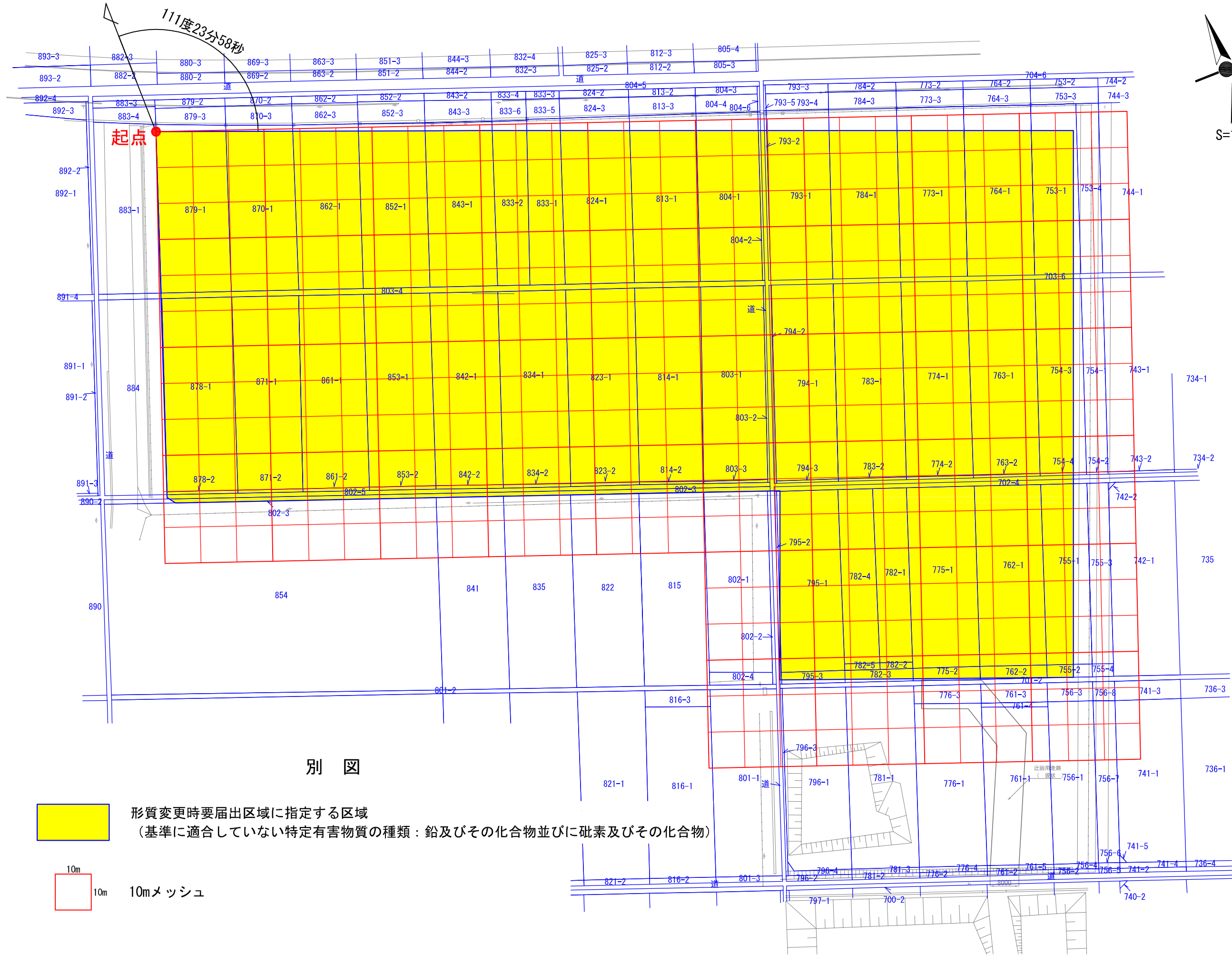
埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域として指定する区域

別図のとおり（埼玉県行田市大字小針字埜通七百二番四の一部、七百三番六の一部、七百五十三番一の一部、七百五十四番三の一部、七百五十四番四の一部、七百五十五番一の一部、七百五十五番二の一部、七百六十二番一、七百六十二番二、七百六十三番一、七百六十三番二、七百六十四番一の一部、七百七十三番一の一部、七百七十四番一、七百七十四番二、七百七十五番一、七百七十五番二、七百八十二番一、七百八十二番二、七百八十二番三、七百八十二番四、七百八十二番五、七百八十三番一、七百八十三番二、七百八十四番一の一部、七百九十三番一の一部、七百九十三番二の一部、七百九十四番一、七百九十四番二、七百九十四番三、七百九十五番一、七百九十五番二の一部、七百九十五番三の一部、八百二番三の一部、八百二番五、八百三番一、八百三番二、八百三番三、八百三番四の一部、八百四番一の一部、八百四番二の一部、八百十三番一の一部、八百十四番一、八百十四番二、八百二十三番一、八百二十三番二、八百二十四番一の一部、八百三十三番一の一部、八百三十三番二の一部、八百三十四番一、八百三十四番二、八百四十二番一、八百四十二番二、八百四十三番一の一部、八百五十二番一の一部、八百五十三番一、八百五十三番二、八百六十一番一、八百六十一番二、八百六十二番一の一部、八百七十番一の一部、八百七十一番一、八百七十一番二、八百七十八番一、八百七十八番二及び八百七十九番一の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物



別 図

形質変更時要届出区域に指定する区域
 (基準に適合していない特定有害物質の種類: 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物)

10m
 10mメッシュ

告 示

埼玉県告示第五百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベイシア深谷国済寺店

埼玉県深谷市国済寺四百二十六番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年七月十日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千三百三平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八六台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一四四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 四二立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 四か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時

ト 届出年月日

平成二十四年十一月九日

二 縦覧期間

平成二十四年十一月二十日から平成二十五年三月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十一月二十日から平成二十五年三月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第五百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友吹上店

埼玉県鴻巣市鎌塚四丁目八番十九号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）合同会社西友 職務執行者 野田亨

（変更後）合同会社西友 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デイカス

ハ 変更年月日

平成二十三年六月二十日

ニ 届出年月日

平成二十四年十一月八日

二 縦覧期間

平成二十四年十一月二十日から平成二十五年三月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十一月二十日から平成二十五年三月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第五百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友新所沢店

埼玉県所沢市緑町一丁目二十一番二十六号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）株式会社西友新所沢店

（変更後）西友新所沢店

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）西武鉄道株式会社 代表取締役 後藤高志

（変更後）西武鉄道株式会社 代表取締役 若林久

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）株式会社西友 代表取締役 渡邊紀征

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

（変更後）合同会社西友 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デイカス

東京都北区赤羽二丁目一番一号

ハ 変更年月日

平成十八年三月二十九日外

ニ 届出年月日

平成二十四年十一月八日

三 縦覧期間

平成二十四年十一月二十日から平成二十五年三月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十一月二十日から平成二十五年三月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第五百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友所沢駅前店

埼玉県所沢市日吉町一 十三番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）合同会社西友所沢駅前店

（変更後）西友所沢駅前店

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）西武鉄道株式会社 代表取締役 白山進

（変更後）西武鉄道株式会社 代表取締役 若林久

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）合同会社西友 職務執行者 野田亨

（変更後）合同会社西友 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デイカス

ハ 変更年月日

平成二十三年六月二十日外

ニ 届出年月日

平成二十四年十一月八日

二 縦覧期間

平成二十四年十一月二十日から平成二十五年三月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十一月二十日から平成二十五年三月三十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第五百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友狭山市駅前店

埼玉県狭山市入間川一丁目十八番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）株式会社西友狭山市駅前店

（変更後）西友狭山市駅前店

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）株式会社西友 代表執行役 渡邊紀征

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

（変更後）合同会社西友 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デイカス

東京都北区赤羽二丁目一番一号

ハ 変更年月日

平成十八年三月二十九日外

ニ 届出年月日

平成二十四年十一月八日

二 縦覧期間

平成二十四年十一月二十日から平成二十五年三月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十一月二十日から平成二十五年三月三十一日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第五百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール川口

埼玉県川口市安行領根岸三千百八十

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）イオンモール川口グリーンシティ

（変更後）イオンモール川口

ハ 変更年月日

平成二十三年十月二十一日

ニ 届出年月日

平成二十四年十一月九日

二 縦覧期間

平成二十四年十一月二十日から平成二十五年三月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十一月二十日から平成二十五年三月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第五百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール川口

埼玉県川口市安行領根岸三千百八十

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一一〇三台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一三三七台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）専門店 午前九時から午後九時

（変更後）専門店 午前七時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）第一駐車場 午前〇時から翌午前〇時

（一部午前八時三十分から午後九時三十分）

レストラン駐車場 午前八時三十分から午後九時三十分

立体駐車場 午前八時三十分から午後九時三十分

第五駐車場 午前八時三十分から午後九時三十分

（変更後）第一駐車場 午前〇時から翌午前〇時

（一部午前七時から午後十時）

第二駐車場 午前八時三十分から午後九時三十分

レストラン駐車場 午前八時三十分から午後九時三十分

立体駐車場 午前八時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 六か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 七か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前六時から午後八時

(変更後) 午前六時から午後十時

八 変更年月日

平成二十四年十一月二十二日外

二 届出年月日

平成二十四年十一月九日

二 縦覧期間

平成二十四年十一月二十日から平成二十五年三月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十一月二十日から平成二十五年三月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第五百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン狭山店

埼玉県狭山市大字上奥富字上川原千二百二十六 一外

ロ 変更の概要

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前六時から午後八時

（変更後）午前〇時から翌午前〇時

八 変更年月日

平成二十四年十一月十日

二 届出年月日

平成二十四年十一月九日

二 縦覧期間

平成二十四年十一月二十日から平成二十五年三月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十一月二十日から平成二十五年三月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千五百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を小鹿野町役場に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十四年十一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 所在が不明な者の氏名又は名称

浅香和久、浅香慶作、浅香庄五郎、浅香豊八、浅香弥作、浅香團作、新井嘉市、新井喜三郎、新井兼三郎、新井権三郎、新井晋、新井善吉、新井忠藏、新井英世、新井三代吉、新井雄平、新井己之吉、飯塚弥八、飯塚力三郎、飯塚己之八、飯塚勘作、飯塚萬平、梅島伊作、梅島源藏、梅島万藏、黒澤信太郎、黒澤仙松、黒澤國三郎、近藤寅吉、近藤由五郎、斎藤歌藏、斎藤亀吉、斎藤清作、斎藤幸作、斎藤琴作、斎藤茂作、斎藤清五郎、斎藤太市、斎藤竹若、斎藤定藏、斎藤年松、斎藤平十郎、齊藤松男、斎藤甚四郎、進藤昇、高橋卯吉、高橋卯三郎、高橋奥太郎、高橋織平、高橋喜作、高橋義作、高橋國十、高橋清五郎、高橋秀五郎、高橋十七八、高橋常吉、高橋満、田村照吉、新島音吉、廣河原茂市、堀口義一、堀口熊五郎、堀口豊太郎、宮前亀松、宮前倉次郎、宮前源七、宮前茂、宮前善作、宮前相作、宮前滝次郎、宮前照次郎、弥久重次郎、山口伊賀吉、山口健次、山崎伊作、山崎丑之助、山崎和重、山崎延次郎、斉藤馬五郎、日本水道株式会社

二 通知の要旨

イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、平成二十四年埼玉県告示第九百二十三号（保安林の指定施業要件の変更予定について）によること。

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十一月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年二月十七日

指令川建セ第二三〇一一八〇号

二 検査済証番号

平成二十四年十一月十五日

川建セ第二四〇〇六八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字平沼字西六二五番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字平沼六二五番地

飯島 晴雄

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十四年十一月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名

埼玉県川越市松郷八百九十番地五 大和ハウス工業株式会社

川越支店 支店長 藤田 信二

埼玉県さいたま市中央区円阿弥七丁目七番八号 ミサワホーム西関東株式会社

代表取締役 石川 幸彦

二 建築協定区域

埼玉県富士見市鶴瀬西二丁目二千五百四十四番三

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十一月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年六月十八日

指令川建セ第二四〇〇一五〇号

二 検査済証番号

平成二十四年十一月十六日

川建セ第二四〇〇六六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字廣野字荒井一三八四番四の一部、一三八四番五の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市六軒町一番地三 103

栗原 孝志

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十一月二十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年十一月十二日

指令越建セ第二四〇〇一九一号

二 検査済証番号

平成二十四年十一月十四日

越建セ第四二五―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛五百四十一番一の一部、五百四十二番一 道仏土

地区画整理事業五十三街区八画地、九画地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字中島四百一番地

秋谷 始厚

告 示

埼玉県選管告示第六十六号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十四年十一月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十四年十一月二十一日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ その他

告 示

埼玉県監査委員告示第十六号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成二十三年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十四年十一月二十日

埼玉県監査委員	根 岸 和 夫
埼玉県監査委員	荒 井 伸 夫
埼玉県監査委員	北 堀 篤
埼玉県監査委員	荒 川 岩 雄

平成23年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：県立4病院における財務事務と経営管理について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
患者未収金 【報告書90 ページ】	<p>【指摘3】 患者未収金について、財務会計システムと医事会計システムとの間に発生している1,980千円の差異は、主として過年度に発生した、もはや原因調査及び解消が困難な差異である。したがって、解消が困難な差異は一括で修正処理を行い、財務会計システムの残高を医事会計システム残高に減額修正すべきである。</p>	<p>平成24年9月末時点で金額差異を修正した。また、今後のシステム間の金額差異発生を防ぐため、その主な発生要因であると推測される患者未収金データを容易に抽出できるよう未収金内訳を明確にする等作業手順を標準化した。</p>	経営管理課
領収書管理 【報告書102 ページ】	<p>【指摘4】 4病院において、医事会計システムから出力された納入通知書（請求書）兼領収書は請求連番管理となっており、窓口現金横領のリスクが高い状況となっている。したがって、窓口現金横領のリスクを軽減させるための防止策を講じる必要がある。例えば、窓口収納分にかかる領収書については請求番号とは別に入金番号が領収書に付番されるように様式を見直すことも視野に入れ、医事会計システムを改修する等、入金時の連番管理が可能な体制を構築することが防止策の一つとして考えられる。また、領収書の入金連番管理を行う際は、当該入金番号が付された領収書控えについて、医事業務の委託先に加え病院職員自らも、連番確認作業を行う必要がある。</p>	<p>窓口現金横領リスクの軽減を図るため、平成24年10月から代金収納の作業手順を次のとおり改善した。 当日請求分については、収納とならなかった納入通知書の回収・チェックを徹底するなど確認手続きを厳密に行うこととした。また、前日以前請求分の収納も含め、収納した現金と領収書控えの回付漏れを防ぐため、現金収納を行う者と未収確認・受領印押印を行う者を分離する等、相互にチェックする体制に改めた。</p>	経営管理課

平成23年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
領収書管理 【報告書103 ページ】	【指摘5】 4病院において、システム上全く同じ番号の納入通知書を再発行することが可能である。そのため、常に再発行の納入通知書の区別がつくよう、再発行した納入通知書にも別途連番を付す必要がある。なお、当該対応が困難である場合は、システム画面上又はリストにより再発行したことが完全に履歴として残るようにし、別の担当者が当該履歴を確認することなどが代替案として考えられる。	不正利用リスクを軽減するため、平成24年10月から次のとおり作業手順を改善した。 未収金の計上及び収納の際に納入通知書の再発行が必要な場合には、発行を依頼する者と納入通知書を発行する者を分けるなど複数名が相互にチェックする体制に改めた。	経営管理課
医業未収金 【報告書107 ページ】	【指摘6】 小児医療センターでは、少なくとも125件以上の再請求可能なレセプトが滞留しているため、速やかに請求すべきである。	平成24年3月の保険委員会審査分までについて、再審査請求に必要な書類を作成し、平成24年7月31日までに審査機関へ再審査請求を提出した。 再発防止のため、保険委員会で再請求可能と判断されたものについては、平成24年4月から過去の案件も含め管理台帳を作成するとともに、平成24年7月の保険委員会審査分からは、事務処理スケジュールを定めて進行管理を行っている。	小児医療センター
医薬品及び診療材料 【報告書123 ページ】	【指摘8】 薬剤室に保管する医薬品を資産計上しないのであれば、短期間に使用消費すると予想される数量を適正在庫数量に設定し、この基準に沿った倉庫払出しを行わなければならない。	平成24年4月から、処方対象患者の変動にきめ細かく対応するため、各病院の実情に応じ、倉庫からの払い出しを原則として毎日実施し、短期間に消費すると予想される数量を設定し、適正数量の払い出しを行うこととした。 平成24年7月末現在で、各病院の調剤室及び倉庫の在庫数量調査を実施し、調剤室在庫数量を薬品消費量と比較、確認したところ、短期間に使用消費される数量を上回るものではなかった。	経営管理課

平成23年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
医薬品及び診療材料 【報告書124ページ】	【指摘9】 診療材料について各病院とも購入時に費用処理しているため、期末に中央材料室等に未使用で在庫になっていても、貸借対照表上に棚卸資産として計上していない。貸借対照表は、財産の状況を適正に表示するという観点から重要な診療材料については基準を設けて期末に棚卸をして、これを貸借対照表に計上しなければならない。	循環器・呼吸器病センターとがんセンターは平成25年度の、小児医療センターは、さいたま新都心への移転に合わせたSPD（業者による物流管理業務）の導入に向け準備を進めている。消費払い方式を採用することにより計上対象となる棚卸資産がなくなる。精神医療センターについては、計上対象の選定、院内での処理手順の確認を行い貸借対照表に計上する。	経営管理課
固定資産 【報告書128ページ】	【指摘11】 行政監査において指摘された事項が、病院局と各病院との間で適切に伝達されていなかった。病院局は適切に各病院に示達し、各病院はこれを実行し、病院局は適時モニタリングする必要がある。	行政監査の指摘事項については、平成24年2月の病院事業会計実地検査で改めて伝達し、実地照合（棚卸）の進捗状況を平成24年9月の病院事業会計実地検査において確認した。 また、実地照合結果の報告様式を平成24年9月に定め、毎年度各病院から報告を求めることとした。	経営管理課

平成23年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：環境事業に関する財務事務の執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
排出量取引制度・CO2削減設備導入支援事業費 【報告書285ページ】	<p>【指摘14】</p> <p>多くの採択案件の「補助額/法定耐用年数期間中CO2削減総量」は、「募集事業の種別基準の目安」と乖離しており、費用対効果の点で改善の余地がある（例：「トップランナー」の募集事業の種別基準の目安：800円/トンに対し、「トップランナー」として採択された案件の平均：2,725円/トン、最も効率の悪い案件：24,480円/トン）。今後、類似事業を実施する際には、各事業のCO2排出削減効果に関して、合理的かつ客観的な下限値を検討する等、引き続き費用対効果の改善のための施策を検討することが望まれる。また、費用対効果のより優れた案件の応募が増えるよう、企業側の計画期間や準備期間を考慮し、複数年度の事業ビジョン・計画を示すことが望まれる。</p>	<p>平成23年度までの排出量取引制度・CO2削減設備導入支援事業は国の地域グリーンニューディール基金の終了に伴い県補助も終了した。</p> <p>平成24年度は埼玉版グリーンニューディール推進・事業者支援事業として新たに同趣旨の補助制度を実施している。この補助事業の募集にあたり、平成23年度の実績を踏まえて費用対効果の下限値の目安（1トン当たり10,000円）を設定し、平成24年5月から適用した。</p> <p>費用対効果のより優れた案件の応募が増えるよう、昨年度と同様に当該制度を経済団体を通じ、事業者にも周知したほか、新たに金融機関やエネルギー事業者にも事業を説明し周知の協力を要請した。</p>	温暖化対策課